

## 陸上競技場の使用料（R元.10.1～）

※減免（割引）、計算方法等の詳細は、総合体育館（電話0124-24-2525）へお問合せください。

（税込み金額。単位：円）

使用の区分			9時～18時・1時間あたり	左記以外1時間あたり	
専 用 使 用	アマチュア スポーツに 使用	入場料等を 徴収しない	幼・小・中学生	660	990
			高校生	880	1,320
			一般	1,320	1,980
		入場料等を 徴収する	幼・小・中学生	2,640	3,960
			高校生	3,520	5,280
			一般	5,280	7,920
	アマチュア スポーツの 練習に使用	入場料等を 徴収しない	幼・小・中学生	330	490
			高校生	440	660
			一般	660	990
	上記以外の場 合でスポーツ 関係に使用	入場料等を徴収しない	5,280	7,920	
		入場料等を徴収する	10,560	15,840	
	スポーツ関 係以外に使 用	入場料等を徴収しない	7,920	11,880	
入場料等を徴収する		15,840	23,760		
附属設備	放送設備	3,300			
	写真判定装置	3,300			

### 備考

- 1 専用使用とは、大会、練習等で当該施設の全部又は一部を専用して使用する場合をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう。
- 3 使用時間は、次により計算する。
  - (1) 1時間に満たない場合は、1時間。
  - (2) 1時間を超える場合に、その時間に1時間未満の端数があるときは切上げる。
- 4 市外の利用者による使用料は、2倍。
- 5 放送設備及び写真判定装置の使用料は1回あたり。（1回の単位は1日で、1日未満も1日）
- 6 使用料は、消費税及び地方消費税を含む額。
- 7 道具を使用しない個人使用については無料。